

09-10 くるトクカード・ふわっぴいクラブ会員規約

第1条 会員

本規約に定める「会員」とはくるトクカード会員・ふわっぴいクラブ会員(以下「会員」という。)とは、本規約を承認のうえ、所定の手続きをし、「くるトクカード」「ふわっぴいクラブカード」を所有している成人・中高生・小学生をさします。

第2条 入会方法

入会希望者は所定の申込手続きを経たうえで、札幌国際スキー場インフォメーションにてお申し込み下さい。

第3条 会員カードの発行

入会登録手続き(更新を含む)と登録料を添えてお申し込みされると、「くるトク会員」または「ふわっぴいクラブ会員」カードが発行されます。カードはお一人1枚限りの発行となり、ご利用はあくまでもご本人に限定させていただきます。

第4条 登録料

登録料として、申込書による申込の場合1,000円・WEB申込の場合500円・継続更新の場合400円が必要です。

登録料の返金は出来ません。

第5条 有効期限

会員カードの有効期限は、平成22年10月31日までです。(カードの有効期限が変更となる場合もあります)

第6条 会員カードの利用

各種特典を利用される場合は、必ず会員カードをご提示下さい。会員カードはお申込み本人のみ有効です。また本人確認させて頂く場合があります。

第7条 会員カードの貸与などの禁止

会員カードの貸与、譲渡、転売を行うことは固くお断りいたします。

第8条 届出事項の変更

入会時に記入していただきました項目に変更が生じた場合には、札幌国際スキー場へご連絡ください。

第9条 会員カードの紛失、盗難など

会員カードを紛失・盗難された場合は、すみやかに札幌国際スキー場にご連絡下さい。紛失、盗難届けのあったカードは、以降のご利用は出来ません。また、カードの再発行につきましては、新規登録扱いとなり所定の登録料が別途必要となります。紛失、盗難された会員カードのポイントは届出以降無効となります。

第10条 会員カード特典について

以下の条件に合致する場合は条件に応じてポイント加算を行います。

(1) くるトク(ふわっぴいクラブ)用リフト・ゴンドラ1日券に対して2ポイント(ポイント加算は会員本人1日1回のみ)

(その他の券種についてはポイントの対象とはなりません)

(ポイント付与はお帰りの際にインフォメーションにて行い、ご利用当日のみの取扱となります。後日の加算は致しかねますのでご注意ください)

(2) 指定のレストランにてメインメニュー700円以上のご利用で1ポイント加算(ポイント加算は1日1回のみ)

(ポイント加算はお客様自身でレストランにて行うものと致します)

(3) 8ポイントでインフォメーションにてリフト・ゴンドラ1日引換券と交換が出来ます。

(引換え後の残ポイントは有効期限内<当該シーズン内>で繰越する事が出来ます)

第11条 退会

退会を希望される場合は、札幌国際スキー場へご連絡ください。なお、退会による登録料の返金は出来ません。

第12条 会員資格の取消し

本規約に違反した場合、または会員カード使用上において不正行為があった場合は、会員資格を喪失するものとし、各種特典・ポイントは無効とさせていただきます。

第13条 会員への協力依頼

会員の方に対するアンケートなどをお願いする場合があります。また、札幌リゾート開発公社からメールや印刷物によって宣伝や情報提供されることに対して同意をいただいたものとします。

第 14 条 本規約の追加、変更等

本規約に定められた内容や運営方法は、予告無く変更あるいは廃止する場合があります。あらかじめご了承ください。

第 15 条 個人情報利用登録に関する同意

会員は、お申し込み時にご記入いただく個人情報について、当スキー場が行う各種情報提供のご案内の発送、個人が識別されない程度の統計的情報の作成を行うことを目的に利用することに同意していただきます。